| | |
|---|---|
| あつては基準感度より六デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から（±）一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上<br>［2～4　略］ | 性特調変互相<br>［1～4　略］ |
| 1　チャネル間隔が一八〇kHzのもの<br>基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）二・二MHz及び（±）四・四MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が一・四MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上<br>2～5　［略］ | ［注1～4　略］<br>5　チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の実効選択度の項陸上移動局の欄に規定する値を満たすこと。<br>［2　略］<br>［七～二十二　略］ |

| | |
|---|---|
| 五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上<br>［2～4　同上］ | 性特調変互相<br>［1～4　同上］ |
| ［新設］<br>1～4　［同上］ | ［注1～4　同上］<br>［新設］<br>［2　同上］<br>［七～二十二　同上］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**〇総務省告示第二百七十三号**

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月一日

総務大臣　野田　聖子